

監督処分と道路に関する禁止行為 について

国土交通省 道路局 路政課

梅雨も明け、暑さも厳しくなりつつある7月下旬、路政課に配属されて3ヶ月を過ぎた路太は慌ただしい日々を過ごしています。今日も寄せられたお問い合わせ等への対応などに従事しています。路太はお問い合わせに対する回答を係長である路子に相談してみることにしました。

路太 すみません、路子係長。少しご相談があるのですが、よろしいでしょうか。

路子 もちろん。どうしたの？

路太 道路法第71条にある監督処分はどのような場合に行われるのかといった問い合わせがあったのですが、それに対する回答を確認していただきたくて…

路子 道路管理者はどのような場合に監督処分ができるんだっけ。

路太 道路管理者が監督権を行使できる場合は大きく分けて2つに分かれます。第1項が違法又は不正な状態が発生している場合で、第2項が適法状態にあるが、公益上の必要がある場合です。

路子 道路法第71条第1項第1号における監督処分の対象はどのような者かな。

路太 道路法又は道路法に基づく命令の規定に違反している者と道路法又は道路法に基づく命令の規定に基づく処分に違反している者です。

路子 そうだね。具体的にどのような者が想定されるのかな。

路太 例えば、道路法第43条に違反する者が考えられると思います。道路法第43条では、みだりに道路を損傷し、又は汚損すること等を禁止しています。

路子 まず、「みだりに」とはどういうことかな。

路太 「みだりに」とは、正当な権限又は正当な事由に基づかない場合を言います。

路子　じゃあ、道路を損傷することや汚損することは具体的に言うと、どのような行為のことを言うのかは分かるかな。

路太　道路を掘削したり、道路上にペイントしたり、道路にゴミ、汚物等を捨てたりする行為のことを言います。

路子　そうだね。では、本題の道路法第71条の話に戻ろう。道路法第71条の第2項についてもきちんと理解できているかな？

路太　はい。道路法第71条第2項では、第1号から第3号において、道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合、道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合、これら以外に、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合に第1項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができるとしています。

路子　それで、どのような場合がこれらの場合に当てはまるんだい？

路太　第1号の道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合とは、道路の新設、改築又は修繕に関する工事を行うため、道路管理上の理由から必要となった場合とされていますが、それ以外にも街路事業、土地区画整理事業等の一環として行われるもの及び一般私人が請願に基づいて行う道路に関する工事も含まれるとされています。

路子　そうだね。なぜ、やむを得ないという文言があるのかは分かるかな？

路太　許可又は承認を受けた者に対し監督権を発動するに当たって既得権保護の観点から慎重な態度を道路管理者に要求したものだと考えます。

路子　よく勉強をしているね。

路太　ありがとうございます。そして、第2号の道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合については、交通量の激増、通行車両の大型化等に伴い道路の占用物件又はその占用に関する工事が道路の構造又は交通に著しい支障を生ぜしめた場合等を指すと考えられます。

路子　なぜこのような場合に命令又は措置ができるの？

路太　道路の構造を保全し、又は円滑な交通を確保するために、道路の占用物件の移転、除却等を行い、又は占用に関する工事の中止等を行う必要があるからです。

路子　では、第3号についてだけど、公益上の必要性についてはどのように判断するのかな。

路太 公益上やむを得ない必要が生じた場合とは、広く社会一般の利益を保護するために特にその必要が生じた場合をいいますが、個々具体的な場合に応じて公益性の比較をする等その必要性の有無を判断するしかないですね。

路子 そうだね。単に聞かれたことに対して答えるだけでなく、その周辺の事柄についても合わせて勉強をすることで、より道路法に対する理解を深めることができるね。

路太 そうですね！

【参照条文】

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）

（道路に関する禁止行為）

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

（道路管理者等の監督処分）

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
 - 三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者
- 2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。
- 一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - 二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3～7 （略）